

平成 29 年 9 月 22 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 渡 部 信 夫

賛成者 佐 藤 忠 孝

〃 小 林 時 夫

〃 長 澤 勝 幸

〃 田 中 雅 人

〃 五十嵐 吉 也

〃 齋 藤 勘 一 郎

〃 佐 原 正 秀

議会案第 8 号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た今年 7 月 7 日、国連加盟国の 193 カ国中、122 カ国が賛成し、核兵器禁止条約が採択された。

この条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵及び使用並びにその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。

また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助責任についても明記され、被爆国等の国民の切望に応えるものとなっている。

このようなことから核兵器禁止条約は、被爆者とともに国民が長年にわたり熱望してきた核兵器の完全廃絶につながる画期的なものであり、核兵器による惨禍を体験し、その経験から戦争の放棄を定めた憲法を持つ日本は、この条約に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

核兵器保有国の参加を得て、条約が実効性を持つには困難が予想されるが、核兵器の非人道性について身をもって体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場で粘り強く核兵器保有国を説得する役割を果たすべきである。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 日本国政府は、核兵器禁止条約の調印をすること。
- 2 核兵器禁止条約に係る締約国の会合及び再検討会にオブザーバーとして参加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 22 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
外務大臣	河野	太郎	殿
防衛大臣	小野寺	五典	殿